平成２３年（フ）第１７３号
松江市東津田町2190番地４ヴィオラG201号室、前住所松江市上大野町1028番地３
債務者　大國　由美
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２９７号
松江市東忌部町114番地11
債務者　佐野　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４５号
山口市中園町４番34号　リビエール２―101号
債務者　田中未希子（旧姓小藤）
1　決定年月日時　平成24年１月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月７日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５８８号
千葉県市原市海士有木1368―２
債務者　川村　　正
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６４６号
東京都府中市武蔵台３丁目34―14―201
債務者　永井　　靖
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６５６号
東京都葛飾区立石１丁目１―９―103
債務者　平原　幸一
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６２号
東京都足立区鹿浜８丁目４―７―302
債務者　岩田　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２０号
千葉県富津市大堀２―27―14、住民票上の住所千葉県富津市西大和田1012―35
債務者　鈴木　亮介
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２５号
東京都町田市忠生２丁目15―90
債務者　小畑　誓正
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２７号
東京都足立区中川２丁目３―21―202
債務者　山本　貴子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７２９号
神奈川県相模原市南区相模大野５丁目２―10―203
債務者　高岩　裕子
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３８号
東京都世田谷区成城２丁目16―13
債務者　大倉　三幸
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４０号
東京都板橋区徳丸３丁目26―18―202
債務者　江口　　彩
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４６号
東京都豊島区東池袋４丁目３―５―403
債務者　岡崎　　文（旧姓中鉢）
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４７号
東京都世田谷区南烏山５丁目26―４―101
債務者　岩崎英伸こと　金　　英伸
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５０号
埼玉県さいたま市浦和区上木崎６丁目39―１―202
債務者　本間　武士
1　決定年月日時　平成24年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月27日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部